

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

要 望 書

平成29年9月20日

福島県商工会連合会
会長 轡田倉治

要 望 書

福島第一原子力発電所事故の影響は、6年半が経過しても、半数の被害事業者は事業再開にいたらず、廃業を余儀なくされる事業者が出始めるなどの極めて深刻な状況にある。

また、風評被害が根強く残り、風化が深刻化している。とりわけ商工会地域の観光及び食品加工関連の事業者は、風評払拭に向け震災前の経営環境を回復すべく不断の経営努力を続けているものの、見通しが立たず厳しい経営環境を強いられており、避難指示区域の内・外ともに、事業者の被害は広範に継続している。

これまで幾度にもわたり、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう強く求めてきたところである。

しかし、東京電力が、個別事業者の被害と原子力発電所事故との相当因果関係の可否を一方的に判断し、賠償の切り離しや打ち切りを厳しく提示することは到底容認できない。

東京電力においては、被害事業者が一刻も早く生活や事業を再建することができるよう、被害実態に目を背けず、被害事業者の立場に立った賠償を的確、迅速に行うなど、原子力災害の原因者としての責任を最後まで果たすべきである。

については、被害事業者に対する原子力損害賠償の完全実施と、次の事項についての確実な対応を強く要望する。

1 営業損害に係る賠償

(1) 避難指示区域内の営業損害について

- ① 避難指示区域内の営業損害の賠償については、いわゆる「のれん代」やブランド価値を正当に評価し、商圈の喪失等に伴う損害を含め、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。
- ② 被害事業者が一日も早く生活や事業の再建を果たすことができるよう、賠償を確実かつ迅速に行うと伴に、東京電力は原因者としての責任を果たすため、主体性を持って、事業・生業の再建等の支援に積極的に取り組むこと。

(2) 避難指示区域外の営業損害について

- ① 避難指示区域外の営業損害の一括賠償において、原子力発電所事故との相当因果関係の審査、可否判断が厳しいことに納得がいかないという声が多く寄せられている。

根強い風評被害は、時間の経過とともに、その被害はますます広範囲に長期化・複雑化し、一括賠償後においても、被害が拡大し、新たな損害が生じている実態がある。

については、原子力発電所事故と相当因果関係について、被害の種類、判断根拠、事例を公表・周知し、損害の範囲を幅広く捉え、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、徹底した賠償を貫徹することに努めること。
- ② 小規模事業者においては、相当因果関係における損害の継続を証するための資料等の提示が困難なケースが多い。一括賠償請求時の提出書類を最大限に活用して、手続の簡素化など被害者の負担軽減に努めること。

2 地域の復興に対する支援の強化

廃炉・汚染水・風評問題が影を落とす中、避難地域の市町村においては、ふるさとの再生に向け、復興ビジョンや復興計画を模索してい

る。住民の帰還を促進させるためには、商工業者の事業再開を後押しすることが最重要課題である。

については、商圈を失い、取引等の停滞が続いている実情を重く受け止め、東京電力が調達・発注する物品・資材・役務等について避難地域商工業者との徹底した取引拡大に努めること。

3 被害者や地域の実情を踏まえ誠意を持った対応

福島第一原発事故から6年半が過ぎ、東京電力は新体制となり“「主体性」をもって、福島事業をやり遂げる。”と宣言してから2か月が過ぎたが、新体制として直接対話し、被災事業者が置かれている実情を酌みとる姿勢が希薄であると思わざるを得ない。

「福島復興本社」の機能強化はもとより被災事業者の実情や声を真摯な態度で受け止め、誠意を持って迅速に徹底した賠償を貫徹すること。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413